

# 宮崎県文化部活動の活動時間及び 休養日設定等に関する方針

宮崎県  
令和元年 8 月

## 本方針策定の経緯と読み替え

### ○ 策定の経緯

- ・ 平成30年3月  
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）  
(以下「運動部ガイドライン」という。)
- ・ 平成30年10月  
「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」（宮崎県）  
(以下「県の運動部活動の方針」という。)
- ・ 平成30年12月  
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁）  
(以下「文化部ガイドライン」という。)

本県では、文化部と運動部が同じ学校教育の一環として行われている部活動であるとの認識に立ち、「宮崎県文化部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」（以下「県の文化部活動の方針」という。）を「県の運動部活動の方針」をもとに定めることとした。

中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）段階の文化部活動を主な対象とするが、小学校（義務教育前期課程を含む。）段階の文化部活動も対象とする。

また、本方針の対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記することとする。

### ○ 文化部と運動部と同じ「部活動」とするための主な読み替え

- ・ 国のガイドライン → 国の運動部及び文化部ガイドライン
- ・ 県の方針 → 県の文化部活動の方針
- ・ 運動部活動 → 文化部活動
- ・ スポーツ活動 → 芸術文化等の活動
- ・ 運動部顧問 → 文化部活動の指導者
- ・ 中央競技団体 → 文化部活動に関わる各分野の関係団体等
- ・ 競技志向 → 大会志向
- ・ 特定の競技の運動部 → 特定の分野の文化部
- ・ 県中学校体育連盟 → 県の各種文化芸術に関する団体

## 目 次

本方針策定の趣旨等	… 1
1 適切な運営のための体制整備	… 2
（1）文化部活動の方針の策定等	
（2）指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 3
3 適切な休養日等の設定	… 4
4 生徒のニーズを踏まえた芸術文化に関する環境の整備	… 5
（1）生徒のニーズを踏まえた文化部の設置	
（2）地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	… 6

## 本方針策定の趣旨等

学校の運動部活動については、平成30年3月、スポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「運動部ガイドライン」という。)が策定され、本県においても、平成30年10月に、「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」(以下「県の運動部活動の方針」という。)が示されている。

また、文化部活動についても、平成30年12月、文化庁による「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「文化部ガイドライン」という。)が示され、「運動部ガイドライン」の対象とはしなかった文化部活動について、その特性を踏まえながら、文化部活動が生涯にわたり芸術文化等の活動に親しむ基盤となるよう、適切な対応が求められている。

そこで本県では、文化部活動に興味・関心のある同好の生徒が参加し、責任者(以下「文化部顧問」という。)の指導の下、学校教育の一環として行われている文化部活動について、「宮崎県文化部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」(以下「県の文化部活動の方針」という。)を定めることとした。

なお、県の文化部活動の方針は、生徒にとって望ましい文化部活動の環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、各文化芸術領域等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すこととする。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、文化部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること。
- ・ 学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、県の文化部活動の方針に則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。

県は、県の文化部活動の方針に基づく文化部活動の状況把握のために、定期的にフォローアップを行う。なお、フォローアップについては運動部活動と合わせて行うなど、負担軽減を図るものとする。

なお、県の文化部活動の方針は、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。)及び小学校(義務教育前期課程を含む。)段階の文化部活動も対象とする。

これまで、各学校での部活動に関する規程等が、運動部、文化部を分けて規定するものではないことから、今回示した県の文化部活動の方針も、県の運動部活動の方針と同じ考え方立つこととし、県の運動部活動の方針を準用する形で示している。市町村教育委員会が示す方針や各学校が策定する方針においても、運動部と文化部が同じ考え方立ったものとなるよう考慮したものとしていただきたい。

## **1 適切な運営のための体制整備**

### **(1) 文化部活動の方針の策定等**

- ア 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインにのっとり、県の運動部活動の方針を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」（以下「設置者の方針」という。）を策定する。
- イ 校長は、学校の設置者による設置者の方針にのっとり、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- エ 学校の設置者は、上記イに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

### **(2) 指導・運営に係る体制の構築**

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。
- イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。  
なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に關し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 県及び学校の設置者は、文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 県、学校の設置者及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## **2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組**

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、さらに、過度の練習が生徒の心身に負担を与えることとなり、必ずしも芸術文化に関する技能等の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力の向上、芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する「文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

### **3 適切な休養日等の設定**

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

#### **① 学期中の休養日の設定**

週当たり 2 日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも 1 日以上を休養日とする。第 3 日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

#### **② 長期休業中の休養日の設定**

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

#### **③ 1 日の活動時間**

長くとも平日は 2 時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ・ 高等学校の特色づくり等で、学校独自で強化部等を設置する場合も、原則、3 ア①～③の基準に沿った活動とするよう努めることとする。ただし、校長の責任のもと、運用の工夫ができるものとする。その際、計画的に休養日及び活動時間を設定すること。

イ 学校の設置者は、1(1)に掲げる設置者の方針の策定に当たっては、国のガイドラインの「適切な休養日等の設定」を踏まえるとともに、県の方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3ア①～③の基準を踏まえるとともに、設置者の方針の基準にのっとり、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

オ 活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じること。

#### **4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備**

##### **（1）生徒のニーズを踏まえた文化部の設置**

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置について検討する。

イ 県は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部を設けることができない場合には、生徒の文化芸術等の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の取組の工夫改善に努める。

##### **（2）地域との連携等**

ア 県、学校の設置者及び校長は、生徒の芸術文化に関する環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の芸術文化関係団体、社会教育関係団体との連携や社会教育施設・文化施設の活用、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における芸術文化に関する環境の整備を進める。

イ 県及び学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部顧問等に対する研修等、文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 県及び市町村教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が文化芸術に親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業をはじめとする学校施設の開放を推進する。

エ 県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## **5 学校単位で参加する大会等の見直し**

ア 県の文化芸術に関する組織及び学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事、催し物等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し物等に参加することが、生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し物等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し物等の数の上限の目安等について検討する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し物等を精査する。